

生活保護のしおり

制度を正しく利用してもらうために



あなたの地区担当者

あなたの地区民生委員

【お問い合わせ】

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所 生活福祉課

☎ 0725-33-1131

このパンフレットは、生活保護を受ける人のために「権利や義務」を中心にわかりやすく説明したものです。制度を正しくご理解されたうえで、ご利用していただくよう、必ずご家族の皆さんで内容を確認しておいてください。

もくじ・・・P 1

1 はじめに・・・P 2

2 生活保護の種類・・・P 2

3 権利として保障されていること・・・P 3

4 義務として守ってもらうこと・・・P 3～6

5 保護費の受け取り・・・P 7

6 病院にかかるとき・・・P 8

7 ジェネリック医薬品の活用について・・・P 9

8 介護サービスを受けるとき・・・P 10

9 保護費の返還と費用徴収・・・P 11

10 保護の決定に不服があるとき・・・P 12

11 保護の受給中に減額・免除等されるもの・・・P 12

12 就労自立給付金について・・・P 13



1 はじめに

あなたのご家庭は、このたび生活保護制度を利用することになりました。この生活保護制度は、生活に困っている人に対して、経済的な援助を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

そのため私たち福祉事務所は、経済的援助のほか、生活する上で生じる様々な問題について相談・支援を行い、あなたが地域社会の中で自立した生活ができるよう、支援に努めます。

また、就労が可能なご家庭であれば、生活保護制度からの自立を目指していけるよう、私たち福祉事務所は就職活動も積極的に支援します。

ただし、生活を営む主役はあなた自身ですので、そのことは常に意識していただき、できる限り生活の向上に努めてください。そして守るべきところはきちんと守って、正しく制度をご利用ください。

2 生活保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- ・ 生活扶助 ・ ・ ・ 食費、衣類、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- ・ 住宅扶助 ・ ・ ・ 家賃、地代など住宅にかかる費用
- ・ 教育扶助 ・ ・ ・ 学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育の費用
- ・ 医療扶助 ・ ・ ・ 病気やけがの治療のため、病院にかかる費用
- ・ 介護扶助 ・ ・ ・ 介護サービスを受けるための費用
- ・ 出産扶助 ・ ・ ・ 出産するための費用
- ・ 生業扶助 ・ ・ ・ 高校就学費用、技能技術を身につけるための費用
- ・ 葬祭扶助 ・ ・ ・ 葬祭の費用（喪主を務める場合のみ）

※ 上記については扶助するにあたり細かい規定がありますので、必ず事前に福祉事務所に相談してください。

3 権利として保障されていること

- (1) 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなったりすることはありません。(生活保護法第56条)
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
(生活保護法第57条、第58条)

4 義務として守ってもらうこと

次に掲げられた義務を守っていただけない場合は、生活保護を受けることができなくなることがあります。

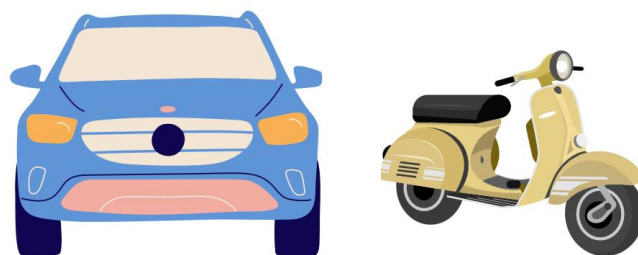
- (1) 譲渡禁止 (生活保護法第59条)
保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことはできません。
- (2) 生活上の義務 (生活保護法第60条)
常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければなりません。特に次のことは必ず守らなければなりません。
 - ① 治療中でも、働くことができる人は、能力に応じて一生懸命働かなければなりません。「病気があるから働けない」ではなく「病気とつきあいながら何ができるか」を考えてください。
 - ② 病気の人には医師の指示に従って一日も早く治るよう心がけなくてはなりません。だからといって手続きもせず勝手に転院したり、過剰(かじょう)に通院したりしてはいけません。そのために、病状や療養上の注意点を、医師とよく相談しましょう。なお、医療を受け続けるために、故意(こい)に身体を傷つけたり、服薬を怠るといった行為はもってのほかです。

- ③ 資産（土地や家屋、自動車、預貯金、生命保険、有価証券、貴金属など）のある人はそれを売ったり利用したりして、生活費に充ててください。ただし、土地や家屋、自動車、バイク、生命保険などは、一定の条件のもとに保有が認められる場合があります。

※ 自動車、バイクの保有や使用は、福祉事務所から認められない限り絶対にしないで下さい。

※ 自動車やバイクを使用したことにより交通事故を起こした場合、自己の責任で解決していただくことになります。

必ずご相談ください



- ④ 無駄な支出は避け、借金をしたり家賃や水道代等を滞納したりすることがないように、計画的な暮らしを心がけ、生活の維持向上に努めなければなりません。生活保護費は、みんなの税金でまかなわれているので、借金返済もできません。また、すべき努力をしないで、パチンコ店や競輪競馬、競艇場などに立ち入らないでください。

なお、保護受給中に遊興目的で海外旅行することも生活保護の趣旨目的に反することになりますので留意ください。

- ⑤ お金の貸し借りはしないでください。借金も収入となり、生活保護費が減額となります。また申告しなかった場合は不正受給となります。(11ページ「9 保護費の返還と費用徴収」の(2)参照)

※ 父母、子ども、兄弟姉妹等多くの人たちに、できる限りの援助を求めるよう努めてください（扶養義務）。援助の内容としては、金銭面のほか、家事協力、介助、電話、定期的な訪問等があります。なお、扶養義務者による扶養は保護に優先して行われるもので、申請の要件ではありません。

(3) 届出の義務（生活保護法第61条）

地区担当員からも定期的にお尋ねしますが、次のような場合は、必ずそのつど、電話などを利用して福祉事務所へ連絡してください。特に収入に関する資料（給与明細・年金通知など）は、捨てないで、そのつど、提出しなければなりません。なお、提出がなければ、保護費が正しく計算できなくなり、保護費を返還してもらうことがあります。

※ オンライン申請も可能です。

① 新しく収入があったとき

給与、年金、仕送り、相続、保険金、交通事故の慰謝料(いしやりょう)、財産を売った代金、子どものアルバイト、その他臨時収入があった場合は、忘れることなく、申告してください。それまでは絶対に使わないように注意してください。

② 収入金額が減ったり増えたりしたとき

※ 収入とはあなたの世帯のすべての収入をいいます。きちんと収入が申告されないと、保護費が正しく計算できませんので「だいたいいくら」ではなく「正確な金額」を申告してください。なお、働いて得た収入については、一定の額を控除して認定します。

※ 高校生のアルバイト等については、その収入を私立高校における授業料の不足分、学習塾の費用、修学旅行やクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する場合）、大学等の授業料や入学金等にあてる場合、控除になる可能性があります。
詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。

※ お金の貸し借りはしてはいけません。借金は原則収入となりますのでご注意ください。貸していたお金が返ってきたなどの場合でも収入となり、必ず申告が必要です。

③ 病院にかかるとき、入院が必要なとき、退院や転院をするとき

※ 最低生活費はご自宅で生活する場合と、病院などに入院する場合で異なります。

④ 事故や災害にあったとき

⑤ 働き先を変えようとするとき、新しく働き先が決まったとき

- ⑥ 就職活動をするため、交通費を使って遠方に赴くとき
- ⑦ 1週間以上の長期間にわたって家を空けるとき
- ⑧ 海外渡航が必要となったとき
- ⑨ 健康保険証など医療保険証が使えるようになったとき、または、使えなくなったとき
- ⑩ 家賃や地代が変わったとき、転居するとき
- ⑪ 自分の力で生活できる見通しがついたとき
- ⑫ そのほか、家庭にかわったことがあるとき
(出生、死亡、転入、転出、入学、卒業など)

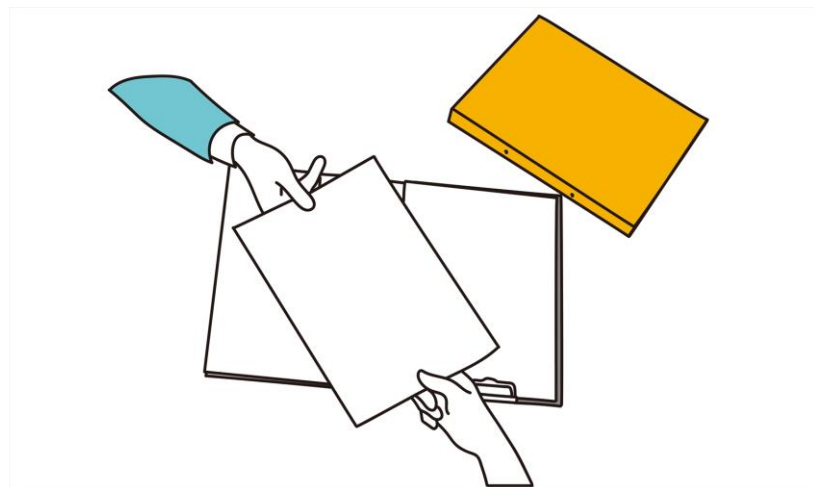
* 収入がなくても、3ヶ月に1度は「収入申告書」の提出をお願いします。

* また、1年に1度「資産申告書」の提出が必要です。

* 収入の額に応じて保護費が変更されるほか、医療費等の自己負担金が発生する場合があります。

(4) 指示等に従う義務（生活保護法第62条）

福祉事務所では、生活保護の目的である最低生活の保障と生活の向上や自立のために必要なときは、指導や指示をおこないますので、必ず従ってください。



5 保護費の受け取り

保護費の支給は毎月5日(※)です。ただし、5日が祝日、土曜日の場合は前日になります。また、5日が日曜日の場合は前々日の金曜日になります。

※1月分と5月分の保護費だけは例外です。

【1月分】

前年12月27日が支給日となります。なお、12月27日が土曜日あるいは日曜日の場合、25日が支給日となり、12月27日が金曜日の場合は26日が支給日となります。

【5月分】

ゴールデンウィークの日程により支給日を決定しますので、担当ケースワーカーまでお問い合わせください。

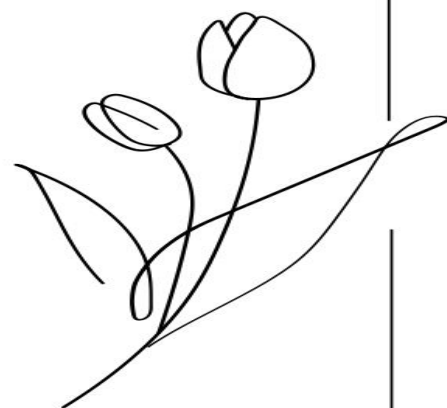
保護費を市役所で受け取るときは、「身分証明書(マイナンバーカードや自動車運転免許証など)」と印鑑(スタンプ印不可)を持ってきてください。(※)
※受給者の代わりに、家族等が受け取りにくる場合は、それぞれの身分証明書が必要です。

病気など何らかの都合により、当日受け取りに来られない場合は地区担当員まで連絡をしてください。

また、振込による支給も可能ですが、福祉事務所の事情により窓口支給になる場合がありますので、ご了承ください。

なお、支給された保護費については、再支給はできませんので、盗難、紛失等には十分注意してください。

MEMO



6 病院にかかるとき

病気やケガをしたときには、病院にかかる前に福祉事務所まで「いつどの病院に、だれがかかるのか」を必ず担当のケースワーカーへ連絡してください。後日「医療券」を受診された医療機関へ送付します。

なお、休日、夜間、急病などやむを得ない場合には、受診医療機関に保護を受給していることを伝えて診てもらい、あとからすみやかに担当ケースワーカーへ連絡してください。

※ 通院している病院から「自立支援医療制度」の適用を受けている人については、医療券は必要ありません。

※ 一部の医療機関は、「医療券」を事前に提出する必要があります。詳しくは、担当ケースワーカーへお尋ねください。

※ 勤め先の健康保険証がある方は、病院の窓口で「医療券」と一緒に保険証も出してください。

- 国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証は使えませんので、市役所へ返してください。
- 生活保護法で指定を受けている医療機関にかかってください。
- 病院からの紹介など特別の事情がない限り、最寄りの医療機関へかかってください。ただし、通院するにあたり公共交通機関等の利用が不可欠となった場合、交通費の支給もあります。
- 同じ病気では、一つの医療機関しかかかれません。
- 入院時の個室利用は原則できません。また、個室を利用した場合の料金については支給対象とはなりません。
- 高度先進医療やサービス医療を受けることはできません。

※ 次のような場合には、あらかじめ地区担当員に相談してください。（給付するのに条件があります。）

- ・ 治療のために、コルセットやメガネなどが必要なとき
- ・ 整骨院（柔道整復）、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受けるとき

※ なお、医療費の一部を負担するよう決定を受けた人は、必ずその負担金（自己負担金）を病院に納めてください。

7 ジェネリック（後発）医薬品の活用について



2018年10月(平成30年10月)から、皆様の服用するお薬に、医師が専門的な判断に基づいて、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用を認めている場合は、原則としてジェネリック医薬品を使用していただくこととなりました。
(生活保護法第34条第3項)

ジェネリック医薬品の普及促進は、国全体で取り組んでいます。現在では皆様にご理解いただき、8割以上の方がジェネリック医薬品を使用しています。ジェネリック医薬品の使用にご理解をお願いいたします。

医師が専門的な判断に基づいてジェネリックの使用を認めている場合は、ジェネリック医薬品を原則として使用していただくことになっています。

- ※ 医師がジェネリック医薬品への変更を認めていない場合は対象外です。
- ※ 薬局の在庫状況等により、先発医薬品が処方されることもあります。

ジェネリック医薬品とは...

ジェネリック医薬品とは、後発医薬品とも言われるもので、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後、同等の品質で製造、販売される低価格のお薬です。

効き目は確か？安全性は大丈夫？

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ成分を同じ量含む薬です。これまで効き目や安全性が証明されてきたお薬と同等であると確認された上で、製造、販売されています。

種類はあるの？

高血圧や糖尿病のお薬など、様々な病気や症状に対応しています。カプセル、錠剤、点眼剤など形も豊富です。

8 介護サービスを受けるとき

介護保険法に基づく介護サービスの利用により生活の向上を図ることができる場合は、事前に地区担当者かケアマネジャーに相談し、適切な介護サービスを利用していただき、生活の向上に努めてください。費用については、9割は介護保険、1割は生活保護が負担することになります。

次のような場合は、要介護度の認定審査が必要となったり、ケアマネジャーに「ケアプラン（居宅介護支援計画）」を作成してもらう必要がありますので、事前に地区担当員に相談してください。

相談がなかった場合は、介護サービスにかかる費用を支給できないことがありますので、ご注意ください。

- ① 新たに介護サービスを受けようとするとき
- ② 介護サービスやケアプランの内容を変更しようとするとき
- ③ 介護サービスの提供を受ける事業所を変更しようとするとき

※ なお、介護サービスを受けるときに、その費用の一部を負担するよう決定を受けた人は、必ずその負担金（自己負担金）を事業所に納めてください。



9 保護費の返還と費用徴収

(1) 特別の事由により、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、すでに支給された保護費を返還しなければなりません。

(生活保護法第63条)

- ① 年金や手当などをさかのぼって受給したとき。
- ② 生命保険の入院給付金や解約返戻金の支払いを受けたとき
- ③ 不動産（土地、建物）などを売却したとき。
- ④ 交通事故などの損害賠償金が入ったとき。

(2) 不正な方法で保護を受けたり、収入の申告を怠ったりしたとき、あるいは、偽りその他不正な手段で就労自立給付金を受けたときは、不正受給として次の処分を受けます。

- ① 生活保護法による処罰（生活保護法第85条）
3年以下の懲役または100万円以下の罰金又は刑法による処罰
- ② 不正に受けた保護費の全額返還
- ③ ②のほか、不正に受けた保護費の100分の40の額の徴収
(②、③ともに生活保護法第78条)
- ④ 受けている保護の停止や廃止

※ 誰かが不正に保護を受けさせた場合は、その人にも同様の処罰が適用されます。

(3) 扶養義務者が十分な扶養能力がありながら扶養しなかった場合には、その扶養義務者から保護費の全部または一部を返していただくことがあります。（生活保護法第77条）

10 保護の決定に不服があるとき

福祉事務所のおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、また廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に直接説明を求めてください。

決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3ヵ月以内に大阪府知事に対し、不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

ただし、その期間内でも、決定日の翌日から数えて1年を経過すると、審査請求ができなくなります。

※「審査請求」は、日本国籍の方のみの権利となります。

11 保護受給中に減額・免除等されるもの

生活保護を受けると、次の事項については手続きをすることにより、減免等ができますので、地区担当員に相談してください。

- ① 国民年金保険料
- ② NHK受信料
- ③ 住民税、固定資産税
- ④ 住民票・戸籍謄本等の本市諸証明の手数料
- ⑤ 認可保育所、公立幼稚園の保育料
- ⑥ 基本健診・がん検診・インフルエンザ予防接種の個人負担金
※ インフルエンザ予防接種については65歳以上
- ⑦ 小・中学校の児童・生徒に対する修学旅行費の一定額
- ⑧ 粗大ごみ収集手数料



1 2 就労自立給付金について

保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で仮想的に積み立てを行い、これを保護脱却時に一括で支給する制度です。

生活保護から脱却すると、税金や社会保険料等を負担することになります。これらを負担することによる脱却直後の不安定な生活を支え、再度の保護を防止することを目的として創設されました。

(1) 支給対象

安定した職業に就いたことによって保護を必要としなくなったと認めの方。

(2) 支給額

上限額	単身世帯	...	10万円
	多人数世帯	...	15万円

(3) 支給時期

保護脱却時に一括で支給します。

(4) 再受給までの期間

原則3年間となります。



メモ

